



退職後の医療保険について



出版健康保険組合

令和4年3月

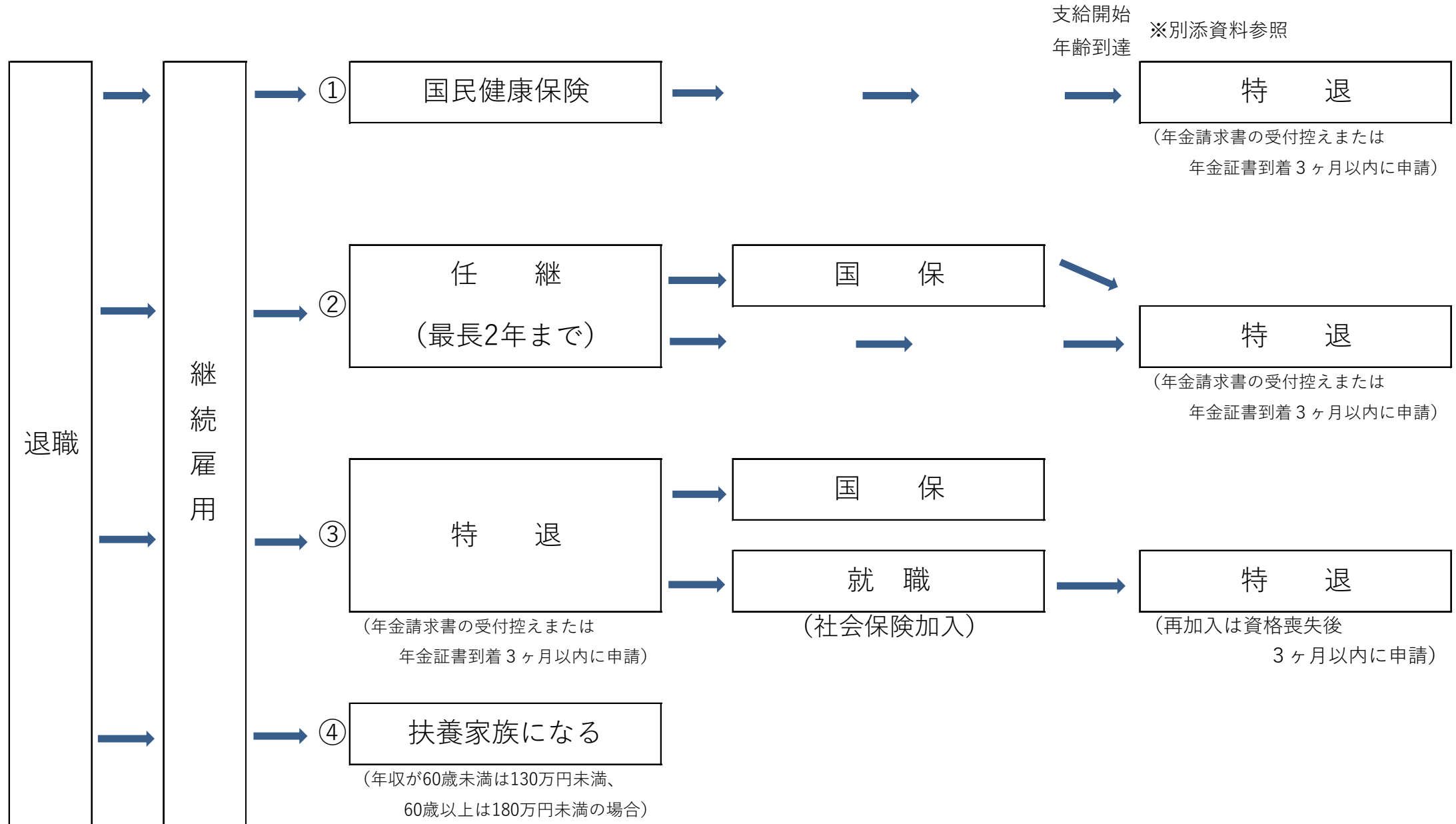


退職後の医療保険

医療保険制度には、主に会社員などが事業所単位で加入する「健康保険」、自営業者などが世帯単位で加入する「国民健康保険」、75歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」があります。日本国内に住所のある方は、いずれかの医療保険制度に加入することが義務付けられています。



退職後の資格変更イメージ図



比較表

	任意継続被保険者	特例退職被保険者	国民健康保険	扶養家族
一般保険料	退職時の標準報酬月額と出版健保の平均標準報酬月額38万円の月額を比べて低い	21,600円	前年度年収による	扶養家族の認定は、原則国内に居住または生活の基礎があり、年収が60歳未満の方は130万円未満、60歳以上の方は180万円未満、その他同居・別居、仕送り等の生計維持関係について個々の実態を総合的に判断し決められます。
介護保険料	方を、保険料月額表にあてはめて算出	4,320円	各自治体による	
加入期間	最長2年間(75歳未満まで)	75歳未満まで	75歳未満まで	
付加給付	有	有	無	
保養施設	抽選・利用可	抽選・利用可	組合員からの紹介での利用他	
健康診断	指定項目内無料	指定項目内無料	各自治体による	
資格取得日	退職日翌日	受付日から	退職日翌日	
申請について	退職日翌日から20日以内 <ul style="list-style-type: none"> 任意継続被保険者資格取得申請書 念書 	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢厚生年金証書コピー（年金請求後証書が送付されるまでは、年金請求書受付控と年金見込額照会回答票）、在職老齢年金受給者は、被保険者資格を喪失した日から3カ月以内。 ・特例退職被保険者資格取得申請書 ・世帯全員の住民票（個人番号が省略されていて、世帯全員の記載がある交付日が3ヶ月以内のもの） ・念書 	退職日翌日から14日以内	
保険料納入方法	各月・前納いずれも当組合発行の納付書で金融機関窓口または、当組合会計窓口にて納入。	各月・前納いずれも当組合発行の納付書で金融機関窓口または、当組合会計窓口にて納入。各月口座振替が指定金融機関に限り可能	各自治体による	



“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

平成22(2010)年4月から 国民健康保険料(税)が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例: 倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例: 雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方です。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその $\frac{30}{100}$ とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間は？


離職の翌日から翌年度末までの期間です。

- ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21(2009)年3月31日以降)に
離職された方は、平成22(2010)年度に限り国民健康保険料(税)
が軽減されます。

※ただし、平成21(2009)年度の保険料(税)は対象となりません。御了承ください。

 **軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳細説明は、
お住まいの市町村の国民健康保険担当にお尋ねください。**

※ 国民健康保険料については国民健康保険法施行令の改正案、国民健康保険税については現在国会に提出している地方税法の改正法案が成立すると軽減が実施されます。